

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2016.1 No. 293

健全性支援実績No1を目指す！

T & F G Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 中小企業経営にまつわる随想
- II. 平成28年度税制改正大綱について
- III. 家族信託について

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 1日公庫開催のご案内

I. 中小企業経営にまつわる随想

——調査省略, 心ある人材——

TFG会長 藤原忠義

謹賀新年 本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

前回（27年7月号）では「税務調査」をとり上げております。本号では直近関係にある「調査省略」について触れたいと思います。調査省略はもとより税務行政側の権限に属する事項であります。唯、税務申告書に書面添付する書面添付制度のもとでは次の場合は調査省略の対象になります。税理士が所定書式による書面を申告書に添付し、それによる意見聴取の結果、税務行政側として問題とすべき事項が認められない場合、省略の対象になるという事です。

もう20年以上も前になりますが「先生、**TFG**さんがここ迄のチェックをしてもらっているなら税務署の調査などいりませんなあ・・・」と決算打合せ時に関与先様の社長（(株)ホクセイ製作所現会長）が何げなく語られたことがありました。すばらしい見識に感嘆しましたので今も腹に残っています。平たく話しておられますが、実はこの書面添付制度の立法趣旨である「税理士はその検証した範囲を明らかにし、それを受けて税務行政の簡素化つなげていく」という内容とまさしく符号するものだったのです。簡素化とはつまるところ調査省略ということに他なりません。少し補足しますと「税理士がきちっと検証し、これをクリアーできれば」と表現できる前段の部分が能動化しない限りこのシステムは機能しないということが分かります。税理士側がきちっと検証し、とは検証範囲がその企業の税務会計の全域に及びかつ適時に行われていること。この要件が満たされない限り調査省略を前提とした書面添付などはあり得ません。又後述する金融機関からみてもその決算書の信頼性に殆んど寄与できないことも明白です。さらに、検証したことを明らかにしなければ税務行政側への説得力が形成できません。その中心軸がまさに添付する書面の内容であり、さらにそれに伴う意見陳述の精度の高さにありますが、この辺は技術的な分野であり割愛します。

要は調査官が抱く疑念・疑問点を悉く解消することにあることは言う迄もありません。但し、検証範囲そのものは法的な縛りはなく、あく迄税理士側の任意になっております。関与先とは契約自由の原則もありこの検証範囲はごく部分的（この変則形態は私共では対象外です）であってもその検証状況を明らかにすることができます。結果、税務行政の円滑化につながっていくことにはなりません。

尚、最近海外取引や富裕層の資産といった分野にかなりの時間を投入している様ですが、これらは一方でこの書面添付制度による税務行政の簡素化が寄与しているとみております。

ところでこの制度は、多くの金融機関が中小企業の財務諸表（決算書）の信頼性につながる税理士による企業の税務会計の全域に及ぶ検証システムに着目されている様です。このシステムの書面添付企業には貸出しレートを優遇するとの融資制度のPRを展開。これらの効用も生み出しているに拘らず制度自体の普及はそれ程ではありません。財務省の資料によると平成25年度（事務年度 25.7～26.6 迄）で書面添付を実施している法人の割合は8.1%と公表しています。

勿論多くの企業にとって税務申告の書面添付を行うかどうかは、目下のところは法人側の意向というよりは関与税理士の意向が色濃く反映しているはずですが、税理士側の実施数は公表されていませんが、法人の実施割合よりも大幅に低くなっていることは明白です。さらに実績もそれなりに有り、事務所内でこの制度が定着しているという税理士事務所は極く限られた状況ではないかとみています。

申し上げる迄なく、この制度の普及は関与企業と税理士事務所との関与関係により大きく左右されると思われまます。企業側が適用しようとしても、税理士事務所でも営業、契約の自由の部分があり、期待感とスレ違う次の様な場合も少なくありません。顧問的な立場のみで業務を展開している。記帳代行を主としていて税務会計の検証的なスタンスは視野に入っていない。責任の負荷とリスク負担のこともあり書面添付業務に積極的でない。PR用の業務メニューに税務調査立会業務が載っている場合等です。

さて、ここで少し視点をかえ、健全経営について触れたいと思います。私共が“健全性支援 No1 を目指す”などのフレーズで書面添付制度を軸に力を入れております所以は、実は今後の最大のニーズは健全経営にあると見ているからです。クールジャパンの流れと軌を一にするものです。タックス[T]&ファイナンス[F]（税と財務）の健全性は意思に加え能力を必要としますがその御支援に微力乍ら注力する所存です。

経営者の願望の基本は、生き残り発展するところにあります。その為には必要なことを具備せねばなりません。資金力、営業力、技術力、管理力、戦略計画力、ノウハウ、人材力等様々あります。しかし扇の要になるものは人材（経営者含む）です。

仕事柄、経営者の挫折もそれなりに見てきておりまして、その原因は諸々ありますがつまるところ遠因も含めてやはり人の問題です。そしてその根底にあるのは率直に申し上げて健全性の問題です。皆様には十分ご理解されておられることですが、例えば幹部社員が明らかに粉飾している自社の決算書を銀行の融資係に渡し説明する様に指示されたケース。労働基準法絡みのブラック企業の内部でも同様なことが惹起しています。まず心ある社員は終わりの始まりが心の内でスタートしていくはずですが。健全性は何も内輪だけではなく取引先等のすべてを含めての問題です。

ダーティな部分があってはクールジャパンも勿論成立しません。僭越乍ら今後の経営者の闘いも同様であろうと存じます。キーワードは健全性です。

以上、拙筆はこの辺で置きます。どうか本年も皆様方の御健闘を心より御祈願申し上げます。



国税庁情報コーナー

■ 住民基本台帳カードを利用されている方へ重要なお知らせ

住民基本台帳カード（以下カード）に格納された電子証明書の有効期間は3年となっていますが、個人番号カードの導入に伴い、次の点にご留意ください。電子証明書の有効期間内に e-Tax をご利用される方はカードの電子証明書は、有効期間内であれば、平成 28 年 1 月以降も、e-Tax でご利用いただけます。e-Tax をご利用されるまでに電子証明書の有効期間が満了される方のカードの電子証明書の更新は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 27 年 12 月 22 日をもって終了します。平成 28 年 1 月以降に「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合は、個人番号カードの交付申請を行ってください。

Ⅱ . 平成 28 年度 税制改正大綱 について

— 中小企業、個人に係る主要な改正点 —

昨年 12 月に政府与党から平成 28 年度税制改正大綱が発表されました。今回の改正大綱の重要な改正は、消費税 10%増税に伴う軽減税率の導入が挙げられますが、様々なニュースで取り上げられている為、本稿では軽減税率以外の法人税、所得税等の主な改正点を紹介致します。

■ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地域再生法の改正法施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地方公共団体が行う一定の地方創生推進寄付活用事業（仮称）に対し寄付を行った場合は、全額損金算入され、かつ法人事業税から 10%、法人住民税から 20%が控除されます。（控除税額に上限あり）

■ 減価償却制度の見直し

建物附属設備、構築物の償却方法が、定額法と定率法を選択できたものが、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得するものについて定率法が廃止され定額法に一本化されます。

■ 中小企業者等の機械装置の固定資産税の特例措置

「中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）」の制定を前提に、中小企業者等がこの法律の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、認定計画に基づき生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械装置の取得（160 万円以上等）をした場合は、その機械装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間、価額の 1/2 とする措置が創設されます。

■ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続時から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人居住用家屋（相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で相続発生時に相続人以外に居住者がいなく、相続時

ら譲渡時まで事業、貸付、居住の用に供していないものでかつ耐震性のあるもの）及び土地を相続により取得した者が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合（譲渡価額が1億円を超えないこと）は、その家屋等の譲渡益から3千万円を控除することができます。

耐震性がない家屋の場合、耐震リフォーム後か除却後の更地の譲渡の場合でも適用できます。

■住宅の三代同居改修工事等に係る特例

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、三世代同居に対応したリフォームに関して、次のいずれかの特例を適用できます。

1. 住宅ローン控除の特例（5年間でかつ住宅借入金等1千万円が限度）

- ① 一定の三世代同居改修工事に係る工事費用（250万円限度）に相当する住宅借入金等の年末残高×2%
- ② ①以外の住宅借入金等の年末残高×1%

なお、この特例は増改築等に係る住宅ローン控除と選択適用になります。

2. 税額控除の特例（その年のみ）

税額控除額＝標準的な工事費用相当額（250万円限度）×10%

なお、この特例は住宅ローン控除等の適用を受ける場合には、適用出来ません。

一定の三世代同居改修工事とは、調理室・浴室・便所・玄関のいずれかを増設する工事で、かつ、工事費用の合計額が50万円を超えるものをいいます。

1.2ともその年分の合計所得金額が3千万円を超える場合は、出来ません。

■医療費控除の特例措置の創設（セルフメディケーション（自主服薬）の推進）

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする親族等に係る一定のスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品）の購入をした金額が1万2千円を超える場合には、その超える部分の金額は8万8千円を限度として所得控除をすることができるようになります。ただし現行の医療費控除との併用はできないため、医療費控除とどちらか有利な方を選択適用することになります。

■通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額の最高限度額が平成28年1月1日より月10万円から15万円に引上げられました。

Ⅲ. 家族信託について

—新しい財産管理の方法です—

最近になって「家族信託」という単語を見かけるようになってきました。信託といえば、信託銀行や信託会社が手掛けるものばかりと考えられていた方も多いと思います。今回は、家族信託の基本的なことを書かせていただきます。

■そもそも「信託」って？

そもそも、信託とは、何でしょうか？信託とは、財産の所有者が財産を預けて、財産の管理・処分等を任せる(信託する)ことを言います。難しい言葉で言うと、信託とは、委託者が信託行為(例えば、信託契約、遺言)によってその信頼できる人(受託者)に対してお金や土地、建物などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分などをする制度です。

信託目的は受託者が、どのように信託財産を管理・処分するのかを決定するための行動指針のことをであり、例えば「受益者の生活が困らないように、そして十分な教育を受けられる」、「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等というものになります。また、信託の目的として、事業承継、利殖、福祉、公益等を定めることも可能であり、信託目的は自由に決めることができます。ただし、法律に反することや公序良俗に反することなどを目的とすることはできません。

■では「家族信託」って？

上記の信託といえば、信託銀行などに資産を管理してもらうことをイメージされると思います。資産を預かり管理する受託者が、信託銀行など事業者の場合を「商事信託」といいます。しかし、信託にはもう一つ、受託者が事業者ではなく、営利を目的としない人となる「民事信託」があります。そのうち親族などが家族・親族のために資産を管理・承継する手法を総称して「家族信託」と言います。つまり、資産を持つ方が、特定の目的に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族の家族による家族のための信託(財産管理)」と言えます。家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものではなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。

■「家族信託」を利用する際の相続対策

1. 親の財産管理が容易に行える

一つには、高齢になった親の財産管理が容易に行えるということです。

例えば、父親が元気な間に財産の名義を長男に移しておきたいという場合で、その財産を親自身が自分のために使って欲しいといったような時は、父親が委託者・受益者、長男が受託者、といった「家族信託」を利用すれば、老後の資産管理は安心して長男に任せられることとなります。

2. 遺言の代わりとして使える

二つ目は、遺言の代わりとして使える効力を併せもっていることです。遺言書を遺す場合、遺言書作成の厳格な方式に従う必要があります。しかしながら、信託であれば委託者と受託者との契約で行うこととなりますので厳格な方式に従うわけではありません。そして、信託契約に信託財産の帰属を定めることによって、遺言と同じ効果を発揮させることができます。

3. 相続における財産承継の順番づけが可能になる

三つ目は、相続における財産承継の順番づけが可能になることです。一般的な相続対策の場合、生前贈与や遺言を利用してある程度の承継者の指定は出来ます。ただし、贈与や遺贈した財産の次の承継者を指定することはできません。しかし家族信託を利用すると、事実上における相続の順番を決めることができます。

信託契約の内容は、ケースバイケースで設計をすることになります。遺言や成年後見制度との組み合わせも考慮しつつ、税理士などの専門家とよく相談することが必要です。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

「厚生労働省ストレスチェックプログラム」は、改正労働安全衛生法に基づき、平成 27 年 12 月より施行されるストレスチェック制度が事業者にて円滑に導入できるよう、ストレスチェックの受検、ストレスチェックの結果出力、集団分析等ができるプログラムが無料で配布されております。ストレスチェック導入が必要な企業様は是非ご活用くださいませ。

「厚生労働省ストレスチェック実施プログラム」

<http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成 28 年 4 月 26 日 (火) 17:00～

会 場： ヴィアール大阪 2F (御堂筋線本町駅 1 号出口を 3 分)

テーマ「今後の経済展望—チャンスはつかめるのか—」

鹿野 達史 氏 (三菱UFJモルガン・スタンレー証券 シニアエコノミスト)

TFGで開催！「一日公庫」

「一日公庫融資相談会」では、日本政策金融公庫の融資担当者が私共の事務所に出張され、その場で懇切に融資のご相談を承ります。新分野進出、再挑戦を始め運転資金や設備投資などをお考えの方は、この機会に是非ご活用ください。

日 時： 平成 28 年 2 月 4 日 (木) 10:00～17:00

場 所： **TFG** 事務所内会議コーナー

相談員： 日本政策金融公庫 国民生活事業 融資担当

費 用： 無料

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … T & F G group

TFG

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐